

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	55 人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	58 人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	0 人	受験率(②/①)		%
④ ③のうち合格者数	0 人	合格率(③/②)		%
⑤ ②(入講数)のうち就職者数 ※1	50 人			
⑥ ②(入講数)のうち在職者数 ※2	0 人	就職・在職率(⑤+⑥/①)	86.2%	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含まない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	人		
	3 その他の就業(自営業等)	人		
	4 学生	人	②B: 非就業者計	
	5 求職中	人		
	6 その他(主婦、無職等)	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人		
	3 社内外の評価が高まる	人		
	4 円滑な転職に役立つ	人		
	5 趣味・教養に役立つ	人		
	6 その他の効果	人		
	7 特に効果はない	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人		
	4 趣味・教養に役立つ	人		
	5 その他の効果	人		
	6 特に効果はない	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人		
	4 就職していない	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	人		
	3 どちらとも言えない	人		
	4 やや不満	人		
	5 大いに不満	人		

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	カリキュラムの進行に応じて小テストや課題実習を実施し、習得度を確認している。
-------------------------------------	--

(通信制講座の場合)
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数

専門実践教育訓練明示書(別紙 カリキュラム)

講座の名称:情報システム科
 指定講座番号:54015-161014-2

訓練期間:24ヵ月
 総訓練時間:2166時間

1年次 一般科目 ▼

科目名	授業時数	単位数	内容
就職対策 I	57.0	2	一般常識や適性試験対策を中心に学習します。就活時必要となるエントリーシートや履歴書は、自己分析により適職を知ったうえ書き方を学びます。また会社訪問のしかたや面接はビジュアル教材を使い、実践トレーニングを行います。

専門科目 ▼

科目名	授業時数	単位数	内容
ハードウェア概論	171.0	6	コンピュータの動作原理やデータ表現・情報の基礎理論・ハードウェアの基礎理論・インタフェース・技術動向などを学びます。
ネットワーク技術基礎	85.5	3	ネットワークの役割や基礎知識、ローカルエリアネットワーク・通信規約・通信機器・セキュリティの基礎知識・関連法規などを学びます。
データベース技術基礎	85.5	3	データベースの基礎理論やデータベース管理システムの役割・障害対策・SQLなどの基礎知識を学びます。
アルゴリズム	114.0	4	プログラムの処理手順を表現する流れ図の書き方を学び、論理的思考能力やトレース能力の向上を図ります。基本情報技術者試験で出題される擬似言語やデータ構造についても学びます。
プログラミング言語 I	142.5	5	基本情報技術者試験対策としてプログラミング言語を学び基本的なアルゴリズムがどのように実装されるかを学習します。
情報リテラシー	57.0	2	パソコンの基本操作からOfficeソフトの活用方法、ネット社会におけるモラルやセキュリティについて学びます。
システム開発概論	142.5	5	システム開発の工程や各工程での作業内容、システム開発技法、各種設計書(ドキュメント)、テスト技法に関する基礎知識と、OSの機能概要やソフトウェアに関する基礎知識を学びます。
情報化の基礎	114.0	4	経営戦略・企業関連法規・経営科学・プロジェクトマネジメント・システム監査など、企業活動に必要な基礎知識を幅広く学びます。
プレゼンテーション	114.0	4	自らの考えをわかりやすく正確に伝えるためのプレゼンテーション技法とプレゼンテーション資料作成のツールであるPowerPointを学びます。
OS基礎	57.0	2	Windowsをもとにオペレーティングシステムの役割、基本操作、設定などを修得します。

■1年次総授業時数

1140	40
------	----

専門実践教育訓練明示書(別紙 カリキュラム)

2年次

一般科目 ▼

科目名	授業時数	単位数	内容
就職対策Ⅱ	57.0	2	受験企業の研究、時事問題対策、面接訓練など、より実践的な就活トレーニングを行います。

専門科目 ▼

科目名	授業時数	単位数	内容
プログラミング言語Ⅱ	171.0	6	Windowsアプリケーションを作るためVisual Basic言語を学びます。
プログラミング言語Ⅲ	171.0	6	Java言語を学びます。またプログラミングを通してオブジェクト指向を理解し、UMLでの表記も学びます。
Webアプリケーション	114.0	4	Webの基本であるHTML、CSSを修得します。またWebサーバ、データベースを使用したWebプログラミングを学びます。
データベース演習	85.5	3	データベースを構築し操作の基本を学びます。また実務をもとにデータを管理する方法を学びます。
システム開発演習	85.5	3	システム開発工程の外部設計からプログラム設計までを演習を通して学びます。
サーバ構築	114.0	4	Windows Serverの設定、管理、セキュリティなどを演習しながら学びます。またWebサーバなどの構築を学びます。
卒業研究	171.0	6	各自でシステムを考案します。システムの設計、実装、テストなど開発全般を演習し、成果をまとめ発表します。
情報処理技術者試験対策Ⅱ	57.0	2	受験区分ごとに対策クラスを編成し、情報処理技術者試験の出題範囲を学習します。対策期間中に適宜模擬試験を実施し、実力の確認と養成を行います。

■2年次総授業時数

1026	36
------	----

【情報処理技術者試験対策 選択必修科目について】

情報システム科は以下の選択必修科目があります。

情報処理技術者試験対策Ⅱは受験区分に対応した科目を選択し学習します。

科目名	授業時数	単位数	内容
基本情報技術者試験対策Ⅱ	57.0	2	対策クラスを編成し、基本情報技術者試験の出題範囲を学習します。対策期間中に適宜模擬試験を実施し、実力の確認と養成を行います。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大3年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。
このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。
なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。
また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。